

平成28年6月8日

於・1002会議室（10階）

第1032回

電波監理審議會

電波監理審議會

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
○ 平成27年度電波の利用状況調査の評価について （諮問第12号）	1
3. 諮問・報告事項（情報流通行政局関係）	
（1）基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由 享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案について （諮問第13号）	16
（2）放送法関係審査基準の一部改正について	16
4. 閉 会	33

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するように伝えてください。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局関係）

○平成27年度電波の利用状況調査の評価について（諮問第12号）

○前田会長 それでは、審議に入ります。

最初に、諮問第12号「平成27年度電波の利用状況調査の評価について」につきまして、田原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○田原電波政策課長 諮問第12号説明資料という横紙の資料に基づきましてご説明させていただきたいと思っております。

平成27年度の電波の利用状況調査の評価でございますが、おめくりいただいて、1ページ目でございます。毎年こちらに評価結果を諮問させていただいているものでございますけれども、電波法第26条の2の規定に基づきまして電波の利用状況調査を毎年行っております。具体的には、電波を3つの帯域、714MHz以下と、714MHzを超えて3.4GHz以下と、3.4GHz超の3つに分割して、3年周期で回しているということで、27年度は3.4GHz超の帯域を対象として調査を実施したものでございます。この帯域についてまた幾つかに分割して評価をしておりますが、この結果についてパブコメを経て取りまとめておりますので、本日お諮りさせていただく次第でございます。

2ページ目に行っていただきまして、調査対象については平成27年3月2

日現在の調査になっております。3.4GHzを超える周波数の電波利用の無線局ということで、免許局、登録局と、あと免許不要についても実態を調べてございます。

無線局数でございますけれども、こちらについては免許ということで、無線局数は14.6万局で、3年前、24年度の調査に比べて若干増えているということでございます。免許人の数でございますが、こちらについてはほぼ横ばいという形になっております。調査事項は無線局の数とか通信量ですとか使用実態について調査をしているということでございますけれども、各総通局経由で無線局の免許人に対して調査票を送るというもの、あるいは無線局管理ファイル、こちらのデータベースがございますので、データベース上でのチェックということでの調査分析をしているものでございます。意見募集については、また後ほど説明させていただきます。

それぞれの調査の評価の結果のポイントを次の3ページ以降にお示しさせていただきますけれども、この3.4GHz超というのを従来から利用の状況の区分で9つに分類して評価をしておりますが、それぞれについて簡単に状況評価の結果等をご説明させていただきたいと思っております。

まず3ページ目ですが、これは全般で地方の管区ごとの分類でございます。関東が大体全体の4分の1の数を占めているということでございます。無線局数としては、大体少しずつ増えていますが、北陸と近畿でこの周波数での無線局が若干減っているという形になります。これはまた後ほど出てきますが、このエリアでこの周波数帯を使用する固定局、アクセス用の無線システムが光ファイバに置きかわって、まとめて事業者が無線局を廃止したりしているケースが当たったところが減少という形になっております。

4ページ目以降でございますが、まず3.4GHzを超えて4.4GHz以下の周波数帯でございますけれども、これから第4世代の携帯電話システムが導

入されて普及されてくるところでございますが、現在の利用状況についてはまだそれは導入されておりませんので、既存の周波数等がこちらになります。全体ですと、航空機の電波高度計が1,000局強ございまして、全体の4分の3を占めている。そのほか、3.4GHz帯の音声STL/TTL/TSLとありますけれども、放送業務、音声放送の業務運営用の無線局というものがございまして。特にこの放送用の無線局につきましては、携帯電話の第4世代の無線局用にこの周波数帯を使うということで、平成34年11月までの移行で現在進んでいる関係で無線局が減少傾向にあるということでございますので、右上にある全体の無線局数についても前回の調査に比べて減っているという傾向になってございます。

次、5ページ目でございますが、4.4GHzを超え5.85GHz以下の周波数帯ということでございます。こちらは5GHz帯の無線アクセスシステムで、簡単に回線設定をするような固定の無線システムでございますけれども、こちらは4.9GHzから5.0GHzと5.03GHzから5.091GHzという2つのところに分かれています。合わせて無線局の65%を占める。残りの無線局としてはDSRC、これはほとんどETCの無線局ですが、全体の2割ぐらいを占めるという形になります。あと、この帯域で免許ですと、5GHz帯というのは気象レーダーとかに広く使われており、右のところにその辺のレーダーの状況がございまして。

この辺、利用が増えているということで、無線局数は大きく増えているということでございますが、実際にはこの周波数帯、あと大きなものがありまして、免許不要局で5GHz帯の無線LANがございまして。5GHz帯で、無線アクセスシステムより少し高いほうの周波数帯を使いますけれども、こちらのものが技適や工事設計認証の数で、出荷台数1億台ベースぐらいがこの3年間で出ている。その前の3年間と比べると倍増ぐらい、数が増えているという状況で

ございますので、利用的にはかなり広がっているということでございます。

これらの無線局は広くどの無線システムもよく使われているものでございますので、適切に利用されているということでございますが、この無線LANのニーズの増加に伴って、Wi-Fiの免許不要局、今、屋内でしか使えないなど制限がいろいろとかかっていますけれども、できる限りそういったものの利用形態や使える周波数の拡張について、引き続き検討を進めていくことが適当であるという評価結果になってございます。

その関連で、同じこのシステムを第4世代の携帯電話システム等に使うという検討もされておりますので、こちらについても諸外国の動向を踏まえながら引き続き検討をすることが必要であるという結果になっております。

次に6ページ目でございますが、5.85GHzを超えて8.5GHz以下になります。こちらで一番多いのは映像FPUであり、Bバンド、Cバンドなど、この帯域の中のいろいろな区分、それぞれ幾つかの周波数に分かれていますけれども、ここを足し合わせると44%ぐらいを占めています。残りは、大きいところとして、電通・公共・一般業務である、電気通信業務用あるいは公共業務用の中継系、要は固定通信用の無線システム、あるいは携帯電話の基地局までのアクセスを確保するエントランス回線といったものに使われているものが全体の4割で、この2つを合わせると9割ぐらいになるという状況でございます。

無線局数全体としてはあまり変わっていないということでございますが、こちらについては、デジタル技術も既に広く導入されていて有効利用が進んでいるということで、適切に利用されているということでございますが、さらに、先ほどの3.4GHz帯の放送業務用の無線局が移動通信業務用に周波数を空けるためにこちらに移ってくるという傾向がございますので、引き続きこの辺の局が増えるということなので、さらに周波数の有効利用を進めていく必要が

あるところがございます。

次に7ページ目でございます。8.5GHzを超えて10.25GHz以下の周波数ということで、こちらはほとんどがレーダーの無線局になります。一番多いのは船舶航行用のレーダーでございます。その次にSARTと書いてありますけれども、これは遭難したときに探すものです。遭難した船舶等を探す用のレーダートランスポンダ。こちらを含めると9割以上になります。そのほかについても一部アマチュアとございますけれども、レーダー等がほとんど使用されているというところがございます。

こちらについては、ゲリラ豪雨とかを観測するための気象レーダーのニーズも高まっており、気象レーダーは、先ほど5GHz帯が中心とありましたけれども、より高度化するためにこちらの9GHz帯の活用もいろいろ議論されているということで、狭帯域化等の技術、周波数の有効利用技術の検討を進めていく必要があるということがございます。また、ほかのシステムについても、レーダーの高度化に関する議論が進んでおりますので、こちらについてもしっかりと検討を進めていく必要があるという結果になっております。

次、8ページ目でございますが、10.25GHzを超えて13.25GHz以下の周波数ということでございます。こちらの周波数帯も、使用で一番大きいのが、先ほどもありましたけれども、電気通信業務用の中継あるいはエントランス回線というもので、11GHz帯、12GHz帯合わせて全体の5割ぐらいの無線局で、8,000局弱が相当します。その次に多いのが、映像を送るFPU、Field Pickup Unitという言葉の略でございますけれども、放送番組の中継に使うものでございます。こういった無線システムが中心になります。そのほか、速度センサ／侵入検知センサとございますけれども、いろいろな速度の測定用、あるいはエリア内に人が出入りしたということのチェック用の無線システム、センサに使うシステムというのがそれなりの数ございます。

こういったものが中心でございますが、数としては、全体は少し減少しております。この減少の原因ですけれども、先ほど冒頭で申し上げました11GHz帯の中継用の回線、エントランス回線というのを事業者が使っておりましたが、これを一部地域で光ファイバに置き換えたということで、まとめて廃局されたこともあり、数が減っているという状況でございます。

利用状況としては、今申し上げたようなシステムに広く使われているということと、国際的にも整合がとれていることで適切に利用されているということ。あと、衛星放送用の周波数、無線局は15局と少ないですけれども、衛星放送自体は広がっていることもあり、4K、8Kという流れも踏まえて、今後ともそういった左旋の円偏波の使用などを進めていく必要があるということでございます。

あと、数は減っていますけれども、携帯電話のエントランス回線、特に、なかなか光ファイバが引けないというところの回線確保はいろいろと活用されているところですので、引き続き携帯電話のシステム高度化などに合わせて、こちらについてもより高速な通信ができるような多値変調方式といったものの導入・高度化を図りながら周波数の有効利用を図っていく必要があるという評価結果にしております。

9ページ目でございますが、13.25GHzを超えて21.2GHz以下の周波数ということでございます。こちらについては、衛星の利用が一番多い。周波数帯としては、衛星のアップリンクですね。衛星に地上から通信するものに使用する無線局ということで、こちらが1万3,000局ぐらいあるということでございます。こちらについては増えているという傾向でございます。あとは、先ほど来出てきております電気通信業務用のエントランス回線、中継用回線というものが18GHz帯、15GHz帯にございますけれども、こちらについては少し減っているという傾向になります。全体の傾向としては、先ほど

同様、一部有線回線に置き換わったというところがございます。こちらについては、技術的には高度化が進んでいて、国際的にも整合性もとれているので、適切に利用されております。

そのほか、電気通信業務用のエントランス回線、先ほどの帯域と同様、携帯電話等のエントランスに広く使われていることで、引き続き高度化に向けた取組が必要としております。

10 ページ目、21.2 GHz を超えて 23.6 GHz 以下でございます。こちらと同じように、ほとんどが電気通信業務用の中継系・エントランス回線でございます。こちらについては数が大きく減っておりますけれども、同様に光ファイバへの代替がこの周波数を使っているシステムで起きたということで減っております。

評価としては、数は減っていますけれども、先ほどの周波数帯と併せて、携帯電話にここが使われているので同じような評価結果にしております。引き続き多値変調方式の導入とシステムの高度化、周波数の有効利用を図っていくことが望ましいとしております。

11 ページでございます。23.6 GHz を超えて 36 GHz 以下の周波数帯ですが、こちらも加入者系の無線ということで、固定的なシステムです。加入者系というのは、エントランスというよりも、各家庭とか各末端のユーザーさんに近いところに使うシステムということで、電気通信業務のために使うものがございますけれども、こちらが全体の8割を占めているということがございます。そのほか、アマチュア無線ですとか、先ほど10 GHz 帯のところでもありましたような速度計測用のレーダーというものが使用されているところがございます。

先ほどの10 GHz 帯のところもそうですけれども、こちらの24 GHz 帯のところも、速度計測用、侵入検知用のものについては免許登録のものもござ

いますけれども、免許不要のシステムもございます。こちらの免許不要のものについては、やはり前回の調査のときに比べて倍以上、平成24年から平成26年までの3カ年で59万台と増えているということで、こういったセンサ的な利用の形態が広がっているところでございます。

あと、評価のところでございますけれども、こちらの周波数帯は今こういった無線に使われておりますが、今後でございますけれども、Kaバンド、このあたりの周波数を指しますけれども、衛星を使った、海上ブロードバンド衛星通信システムと書いてございますが、衛星通信のニーズと、あとは同じくこの周波数帯の一部で第5世代の移动通信システムを入れていこうという議論がございます。そういった新しいニーズの議論がかなりここでは進んでいるということでございますので、新たなシステムの導入ですとか、既存システムの高度化に関する取組が引き続き進められることが望ましいとしております。

次の12ページ目は、36GHzからずっと上までまとめてございますけれども、こちらについては、50GHz帯を使う簡易無線というのが昔からいろいろ広く利用されていて、こちらの局数が約1,300局と一番多いということでございます。次にアマチュア無線ですとか、40GHz帯の駅ホーム、短距離で映像伝送を行うようなシステムが多くなっております。周波数の特性上、あまり遠くへ飛ばないということがありますので、短距離で大容量の伝送を行うようなもの。あとは、アマチュア無線で、用途は様々ありますけれども、アマチュア無線家の方が、高い周波数の利用技術ということで、自作をした無線機等でいろいろ試すというようなシステムがメインとされているところでございます。

全体としてここは、50GHz帯の簡易無線がちょっと減っているということで、その関係での無線局減になります。あと、この周波数帯としては、やはりレーダー、センシング、衝突防止用のレーダーですね。車載のレーダーとか

に60GHz帯、67GHz帯、このあたりの周波数帯が使われています。ところが、前回調査時は17万程度でしたが、今回調査時は約53万台という形で、ITSや車のICT化、この辺に応じて、そういったレーダーの利用が広がっているというところがございます。

最後の評価結果のポイントでございますが、ここの帯域は、高い周波数の利用技術が確立してきているということで、様々な新しいシステムの検討が行われておりまして、情報通信審議会でもご議論いただき、こちらでも設備規則の改正等、ご審議いただいているところでございますが、先ほどもお話ししたとおり、今後とも5Gでもこういった周波数帯を使っていこうという議論もございますので、引き続き研究開発や技術試験をしっかりとやっていく必要があるということと、所要の制度改正などを適切に行っていく必要があるという評価しております。

次のページ以降は、こちらの周波数帯を帯表にして、参考でまとめた割当表でございます。こういった用途に使われているかという概略を見るようにできています。

その次に、委員限りということで、参考でございますけれども、発射状況調査で、5GHz帯の無線LANはどのぐらい使われているのかなど。1億台出荷しているということもございますが、全国の地下街とかビジネス街とか住宅街とかでどういう状況かというのを総合通信局が調査したもののご参考でございます。

ここでは信越と関東のビジネス街や繁華街の状況で、ちょっと分かりにくいですが、それぞれ右上の黒いところにいろいろな絵が出ていまして、これがそれぞれアクセスポイントが出している電波になります。5.2～5.3GHz帯と、ちょっと間が空いて、5.5GHz帯、5.6GHz帯、5.7GHz帯ぐらいになりますけれども、いろんなアクセスポイントがあり、たくさん使

われているというものでございます。住宅街に行くと、どちらかというともう少し減ってくる、利用は2.4GHz帯の無線LANのほうが中心になってくるという傾向かと思えますけれども、5GHz帯についてもかなり利用が進んでいるというご参考でございます。

最後に、こちらにつきましてパブリックコメントを4月1日から5月9日まで行いましたが、計4件のご意見がございました。付けさせていただいていません。1点目は個人の方からのご意見ですけれども、こちらについては全般的なご意見でございますので、参考とさせていただきますという回答になっていません。

2点目、3点目は同じ意見でございますので、2のところソフトバンクとWireless City Planning、2社まとめてございますけれども、基本的には携帯電話の周波数の確保ですとか混信防止の関係に取り組んでほしいということで、全体としては参考意見として承りますという回答とさせていただきます。

次に、3点目がNTTドコモからでございますけれども、基本的には賛同というご意見が多いということでございます。移動通信用周波数の確保、あるいは5G用の周波数として技術開発や国際標準化を促進すべきですとか、やはりソフトバンクからも出ておりましたが、BS系からの混信妨害を排除するような方策を講じる必要があるということ、あと、利用状況調査をもっと充実してほしいというご意見も頂戴しておりますので、賛同意見として承るということと、今後の参考とさせていただきますという回答とさせていただきます。

少々長くなりましたが、以上でございます。ご審議、よろしくお願いたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。どうぞ、お願いします。

○吉田代理 どうもご丁寧な説明ありがとうございました。

今回は3.4GHzを超える周波数帯ということで、上は3,000GHzと、非常に広大な帯域につきまして調査並びにその評価をしていただき、どうもありがとうございました。

この3.4GHz超といいますのは、広帯域伝送に非常に適したバンドということで、今後ますます幅広い利活用が期待されて、社会のいろんな分野の活性化に役立っていく非常に重要な周波数帯だと思いますので、ここに書かれておりましたけれども、国際的な整合性等を図りながら、将来動向を見据えた形で、有効活用に向けて、是非この方向で検討を進めていただければと期待しております。

それで、せっかくの機会ですので、幾つかちょっと具体的な細かい点を伺わせていただきたいと思うんですけれども、さっき8ページと11ページで、8ページは11GHz帯、それから11ページは24GHz帯で、速度とか侵入検知センサとして利用されており、24GHz帯では59万台も出荷されているという話がありました。この利用形態ですが、速度計測よりは侵入検知が多いのでしょうか。11GHzと24GHzに両方用意されているのでしょうか。

○田原電波政策課長 はい。同じような用途で両方用意されております。多いのが侵入検知というか自動ドアですとか、トイレの中で人が来たらライトがつくとかいうものと、最近多いのは自動車の防犯用で、センサがついていて、中に誰かが入るとアラームが鳴るといったようなものなど、様々な用途に使われています。

○吉田代理 なるほど。それで11GHz帯と24GHz帯の両方用意されているのですね。

○田原電波政策課長 はい。

○吉田代理 分かりました。あと、12ページでもITSとか車のICT化に伴って特定小電力機器が約53万台出荷ということで、こういった免許の要らない特定小電力機器が非常にたくさん増えてきたという印象を持ちました。ある意味、電波がこういった社会のいろんなところに役立っている1つの具体的な指標になるのかなと思って、うれしく伺っておりました。

それから、今、説明されなかったのですけれども、最後のほうに参考1、2としまして、周波数帯ごとにどういう目的に利用されているかという図面を付けていただいています。その中で、点線で囲まれた黄色で超広帯域無線システムと書かれているところが何か所かあります。すなわち、3.4GHzから4.8GHzだけじゃなくて、7.25GHzから10.25GHz、22GHzから29GHzです。これは先ほど4Gとか5Gとか将来の広帯域通信に言及され、いずれ将来そういう用途に向けて周波数を割り当てていくという話があったかと思いますが、その可能性のある帯域ということでしょうか。

○田原電波政策課長 いえ、こちらの超広帯域無線システムというのは、俗に言うUWBのことです。全部免許不要局になります。電波のレベルとしては、雑音と同じぐらいのレベルですが、それをものすごい広帯域に拡散をして伝送するというものでございます。

実際には、一番下の3.4GHzから4.8GHzぐらいのところ、ここはほとんど使われていません。制度化されていますけれども、ものが出ておりません。その上は、どちらかというと、若干ものが出ておまして、OA機器とショートレンジの何百メガという高速通信による無線システムが入っていたりします。

23GHz帯あたりのものは車載のレーダーで、ほとんど数は減っていますけれども、車で周辺の障害物とかをショートレンジで検知するためのシステムとして使われているものでございます。いずれも免許は要らない無線局という

ことなので、個別の評価結果にはなかなか出てきていないところでございます。

○吉田代理 分かりました。どうもありがとうございました。

○前田会長 ほかにはいかがですか。

どうぞ、お願いします。

○松崎委員 提出された意見というところで、3年に1度ではなくて毎年調査を実施するというのはどうかというご提案がありますけれども、これ、毎年というとやっぱり予算的にも労力的にも難しいのですか。

○田原電波政策課長 全帯域を毎年となると、予算的にも労力的にも大変になります。ですので、今までこういうご指摘をいろいろいただいておりますので、ここのご意見でも、例えば5GHz帯とか書いてございますけれども、重要な帯域については臨時調査という形で今までもやってきていたりしますので、今後、特にここの見直しが必要になってくるのではないかと、この辺のものが減ってきているから少しというところは、例えば2年後、3年後を待たずに、その帯域だけを集中して調査を行うこともやっていこうと思っております。

○松崎委員 結構進展が早いので、確かに3年だとちょっと長いのかなという気もしないでもないです。

○田原電波政策課長 そうですね。利用状況調査は、全体で3つの帯域に分けて行っており、今回の帯域は広いですが無線局数と免許人数は比較的少なく、これでも報告書は2,000ページぐらいになるので、これ全体を一気にやるとなかなか、毎年全部は厳しいところですよ。調査としては周波数を絞って、システムを絞ってやらざるを得ないところですよ。

○松崎委員 急速に増えているところとか。

○田原電波政策課長 そうです。動きが大きいところを。

○松崎委員 分かりました。

○前田会長 基本的には非常に大変な作業でおまとめになられて、かつ、この

調査だけではなくて、その他の一般的な技術開発動向であるとか、いろんなものを加味した上で評価結果をつくっているのかなと思います。その中身も比較的いいのではないかと思います。

ちょっと質問ですけれども、一番下のほうの3.4GHz云々と言っている、参考1の周波数帯別のものを見るといいのかもしれませんが、3.4GHzから4.4GHzですかね、左側の端のほうで青いところが先般40MHz掛ける3社に割当てを決めたところだと思いますが、残りの3,600MHzから4,200MHzという、600MHzという膨大なところが空いているかのごとく見えて、かつ、利用している局数から言うと、先ほどの4ページで見ると非常に少ないですね。ここは、衛星なんかがあるから難しいのかよく分かりませんが、この600MHzの帯域を移動通信等に転用することが可能であると考えていいですか。

○田原電波政策課長 はい。こちらについても結構いろいろ検討を進めてきております。具体的には先般120MHz、この青い部分を3社に割当てとご指摘があったとおり、こちらで答申いただいて割り当てたところでございますけれども、その下の白いところ、こちらは今ご紹介させていただきましたが、今、放送用の無線局を移行中でございます。青いところのサービスが始まってニーズが高まれば、だんだん移行をもっと促進するという取組が必要という議論が出てくるかと思いますが、そちらについては放送業務用の移行と併せての検討であると。

そこから上のところは、ほぼ衛星のシステムになっております。衛星の受信システムが多いので、こちらとの干渉条件など、移動通信にも使えるようにという議論と技術的な検討は行っております。ただ、受信局が多くて、それに対する呼号をどうするのかというところがいろいろ議論があるところで、そういう調整もあって、そこを使いましょうという議論にまで至っておりません。そ

れも、国際的にも、日本としてはここをモバイル用に使ったらどうかという提案をしていたのですけれども、海外でも一部使っていこうという議論もありますが、やはり海外で衛星放送的なサービスの受信にも使っているところでありまして、そういったものとのバランスをどうするのかという議論の整理がまだついていない。ただ、いずれにせよ、この辺もモバイルで使っていけないかという議論はしております。

あわせて、モバイルの議論で申し上げれば、先ほども申し上げました、もう少し上にちょっと白くなっている4,400MHzから4,500MHz、真ん中に固定衛星プランバンドとあって、4,900MHzまで白くなっておりますけれども、こちらについても第4世代のモバイルで使えないかということで議論は行っております。こちらは、5Gでも先行的に使えないかということで、先般のWRC、ITUの世界無線通信会議についても、日本は提案したのですが、ここも各国いろんな用途があって、なかなかきれいにアンドがとれなかったということもございますので、今は個別の国とどこがどう使えるのかという部分の調整も含めて、どのようにモバイルに活用できるのかという議論をしているところでございます。

○前田会長 ありがとうございます。

よろしいですかね。はい、お願いします。

○吉田代理 もう1点、調査の中身についてお伺いしたいのですけれども、重要な周波数で、どんどん利用者が増えてくると、いずれ周波数の共用というか、有効利用に向けた話がこういう周波数でも出てくる可能性があるのかなと思いますが、そういう観点からしますと、先ほど説明いただいたのはどの周波数がどの程度、何局ぐらい使われているかという調査でしたが、例えば時間的な使用の頻度や度合いとか、あるいはこの周波数が空間的にどれだけ広いエリアで使われているかといった調査もこの中では少しはやられているのでしょうか。

○田原電波政策課長 一応通信量等の調査も、どこまで突っ込んでできているかというのは限界もありますけれども、どの程度使っていますかということの調査も併せてやっております。

また、周波数の共用とかを進めていかなければいけないという点もありますので、それを今後もっとどう把握していくのか、共用のシステムをどうしていくのかという議論は、別途、私どもでも進めているところです。

○吉田代理 ありがとうございます。

○前田会長 ほかにはよろしいですか。

それでは、特に評価についておかしいという話もありませんので、諮問第12号につきましては、諮問のとおり評価することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣に宛て提出してください。

以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問・報告事項（情報流通行政局関係）

(1) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案について（諮問第13号）

(2) 放送法関係審査基準の一部改正について

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。諮問第13号「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案について」及び、関連いたしますので、報告事項「放送法関係審査基準の一部改正について」につきまして、長塩放送政策課長及び鈴木衛星・地域放送課長から説明をお願いいたします。

○長塩放送政策課長 お手元の資料のうち、諮問第13号説明資料、A4横のパワポの資料でございます。こちらに基づいてご説明させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

1ページでございます。2015年7月に4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合において策定されたロードマップ、ご覧のものでございますが、これにおきましては、衛星基幹放送、BSと110度CS放送の4K・8K放送について、2018年の実用放送開始を目標としてございます。

また、その会合の第二次中間報告で、下の緑の枠組みのところでございます。現行の基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準においては、衛星基幹放送を実施する場合の保有可能トランスポンダ数の上限が定められていますが、BS左旋及び110度CS左旋が使用可能になることにより、トランスポンダ数が増加すること等も踏まえ、制度見直しの必要性の検討が必要である旨、提言されてございます。

これを踏まえまして、2ページでございます。4K・8Kのソフト事業者の公募を本年秋に実施する予定としてございますが、これに係る制度整備を行おうとするものでございまして、さらに1ページおめくりいただきまして、3ページでございます。後ほどご報告させていただきますが、この審査基準のうち、右上の四角、赤字になってございます、マスメディア集中排除原則の適合性、これが絶対審査基準の1つになってございますが、これが放送法に基づく諮問

事項とされてございますので、これについて先にご説明させていただくというものでございます。

4 ページ以降のご説明でございますが、先にポイントを申し上げますと、今回のこの4 K・8 Kにつきましては、その早期実現・普及を図る観点から、既存の放送事業者による参入も可能にするよう措置するということを意図してございまして、そのために必要な範囲でのマスメディア集中排除原則の緩和を行うということが背景にある基本的な考え方でございます。

今ご覧いただいております4 ページは、マスメディア集中排除原則について、ポイントをご説明させていただくものでございます。この原則につきましては、放送法に定める基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、表現の自由が多くの方によって享有されるようにということの目的のもとで、一の者の保有する放送局の数を制限するということが基本的な考え方でございます。多元性、多様性、地域性という放送の3原則を実現することを意図するものでございます。

具体的には、下の表でございますが、基幹放送業務を行おうとする者、それから、それに関し支配関係を有する者等について保有するメディアを制限しようというものでございます。

続きまして、5 ページでございます。ただし、この原則については、メディア特性に応じて、従来より様々な特例も設置されてございますが、衛星基幹放送に関する措置のポイントを記したものがこのご覧の5 ページでございます。この図のとおりでございますが、2つのポイントがございます。1つは、申請者を中心として先ほど下段でご覧いただいた支配関係で結ばれた1つのグループ、このグループ全体で保有できる衛星放送のトランスポンダ数の合計はBS、110度CS合わせて4を超えないということが原則として書いてあるところでございます。こういう1つの考え方がございます。さらに加えて、こ

のグループに、地上基幹放送事業者が含まれる場合には、地上放送の影響力と
いうことを勘案いたしまして、BS放送の兼営・支配は認められず、ただ、そ
の際の支配の基準が、3分の1ではなく2分の1まで緩和されている。こうい
った措置が講じられているという現状でございます。

また、少し複雑になりますが、その申請者が認定放送持株会社の関係会社で
あるという場合においては、トランスポンダ数の合計が0.5を超えない範囲で
の兼営・支配がさらに特例として認められている。若干複雑な構造でございま
すが、これが現状の仕組みでございます。

これを前提にいたしまして、6ページでございます。現在衛星基幹放送に使用
可能なトランスポンダは、全て使用されているということでございますが、
具体的な数はBS右旋で12、CS右旋で12でございます。今般、これらの
衛星放送にかかわる左旋の周波数の利用が可能になるということでございまし
て、4K・8Kに使用可能なトランスポンダ数が増加し、現在の使用可能トラ
ンスポンダ数のおおむね2倍になるということでございます。

こういったことを踏まえまして、現行のサービスを既存事業者が維持した上
で、4K・8Kの普及・発展のために、既存事業者のノウハウ、技術を広く活
用するという考え方のもとで、冒頭申し上げたとおり、参入の選択肢としての
措置を講じるというものでございます。

具体的な措置については、下段等に記してございますが、2点ございます。
1点目は申請者が保有できる衛星基幹放送のトランスポンダ数の合計を現行の
2K放送については4トランスポンダ以内としてございますが、この制限を維
持した上で、新たな4K・8K放送について、この制限とは別枠で新たに4ト
ランスポンダ以内の保有を可能とするもの。これが1点目でございます。

もう1点目でございますが、認定放送持株会社の関係会社である事業者の場
合でございますが、これにつきましては、先ほどご説明させていただいたとお

り、現状2K放送等については、0.5トランスポンダ以内の保有が認められて
ございますが、この制限を維持した上で、新たな4K等について別枠で0.5ト
ランスポンダの保有を新たに可能にしようとするものでございます。

これにつきましては、パブリックコメントを実施してございます。本件にか
かわる範囲でご覧いただきますと、同様に意見募集の概要と書いたA4横の資
料でございます。本年の4月27日から5月31日まで実施し、表紙でご覧い
ただいているとおり、23件の意見が提出されました。

1枚おめくりいただきますと、その概要を記してございます。今、ご説明さ
せていただきましたマスメディア集中排除原則に係る省令改正部分については、
おおむね賛同のご意見をいただいているという結果になってございます。なお、
一部の事業者からは、さらなる緩和を要望する声もありましたが、これにつき
ましては、総務省の考え方といたしまして、「今後、視聴環境等の放送に関する
環境変化や、放送の多元性・多様性・地域性の確保の必要性等を踏まえて総合
的に検討して参ります」という方針を記載させていただいてございます。

以上が、今回お諮りする部分についての説明でございますが、関連するご説
明を引き続き行わせていただきます。

○鈴木衛星・地域放送課長 お手元の、放送法関係審査基準の一部改正につい
てというA4横の資料に基づきまして、審査基準の改正についてご説明をさせ
ていただきたいと思っております。

1ページをご覧いただきたいと思っております。こちらは、先ほどもご説明申し上
げました、4K・8Kのロードマップでございます。赤い点線の部分、201
8年の4K・8Kの実用放送の部分の制度整備というのが、今回の該当部分で
ございます。

2ページをご覧いただきまして、その実用放送の制度整備に関するスケジュ
ールのところでございます。今回、赤い点線でくくってございますソフトの制

度整備ということで、マスメディア集中排除原則に係る省令、それからこの放送法関係審査基準についてパブコメを行った上で、本日諮問、報告をさせていただくものでございます。今後のスケジュールとしましては、この秋にソフトの公募、申請の受付を行いまして、2017年の初頭にソフトの認定のスケジュールになってございます。ソフトの認定に当たりましては、電波監理審議会でご審議をいただく予定となっておりますので、事前に今回審査基準の概要についてご報告をさせていただくものでございます。

続いて、3ページをご覧いただきたいと思います。3ページが4K・8K実用放送の審査基準の概要についてでございます。審査基準の改正案そのものにつきましては、この資料の後ろのほうに、審査基準の新旧対照表案ということでお付けしているところがございますけれども、そのポイントをこの3ページにまとめておりますので、それに従ってご説明させていただきたいと思います。

審査基準の構造でございますけれども、これはこれまでの2Kの審査基準でもこのような形になっておりますが、絶対審査、第一次比較審査、第二次比較審査という3段階になっております。絶対審査につきましては、1項目でも不適合なものがあれば認定拒否になるということで、ここの黄色の四角の中にご覧いただけますような、例えば基幹放送局設備を確保できるか、経理的基礎があるか、技術的能力があるか、それから、先ほどご説明がございました⑤のマスメディア集中排除原則への適合性、⑩では欠格事由など、1項目でも不適合であれば認定拒否となるようなものでございます。この部分については、従来の2Kのときと同じでございます。

そして、その下に第一次比較審査、第二次比較審査という流れで審査を行っていくこととなります。空いている帯域に対して、申請数が帯域よりも少ない場合については、この絶対審査だけで審査をクリアしたものが認定を受けるという形になりますけれども、この絶対審査をクリアした申請数が空いている帯

域よりも多い場合については、そこから比較審査を行っていくという流れになります。

そして、第一次比較審査につきましては、4K・8K放送に期待される一定の基準、水準を全て満たす放送を選抜して認定を行おうとするもの、そして第二次比較審査については、4K・8K放送としてより適切な放送を認定しようとするものでございます。具体的にどういうことかと申し上げますと、例えば、この右側の第一次比較審査でご覧いただきますと、(1)の通販番組は3割を超えないとか、(3)の字幕では、字幕付与率5割以上ということで、3割を超えないとか5割以上という一定の水準を満たしているかどうかというところで選抜して認定を行っていくという考え方でございます。

これに対しまして、下の第二次比較審査におきましては、例えば(1)の通販番組は通販番組率がより低いとか、(3)では字幕付与率がより高いというように、より程度がよいものを、最後の残っている空き帯域の中で、どれを選んで認定を行っていくかという、程度の比較によって最終的に認定を確定させるまで審査を行っていくという流れになるものでございます。

具体的にどういった項目を4K・8Kに期待される審査項目として挙げているかという点でございますが、第一次比較審査におきましては、真ん中の紫色のところでございますけれども、(1)から(4)までのいずれにも適合する申請を優先ということで、通販番組の割合、これは有料放送を除いた無料の場合についてでございますが、3割を超えないこと。ここは※がついておりまして、このページの一番下のところで、BS右旋については放送開始後一定期間は緩和、BS左旋及び110度CS左旋については適用除外とする特例を設けることとしております。

そして(2)青少年の保護については、成人向け番組を行わない。(3)字幕番組の充実については字幕付与率5割以上。そして(4)の放送番組の高画質

性については、ピュア4K・8K番組とそれ以外の番組を視聴者に明らかにする措置ということでございます。これは、4K・8K放送の場合であっても、4Kのカメラで撮影した映像を放送で信号として流す場合と、2Kのカメラで撮影したものをコンピューターの超解像処理でアップコンバートしまして、4Kの画素数がある信号にしてそれを放送するというのも定義上は4K放送に該当するものでございますけれども、本当にピュアな形で4Kのカメラで撮った超高精細なもの、それ以外のものを視聴者がしっかりと認識していただけるような措置をとっていただくというのがこの(4)でございます。この考え方は、同様にピュアHD比率ということで、今の2KでもHDカメラで撮った映像がどのぐらいの割合かということ審査項目にも入れているものでございます。

そして、この第一次比較審査の中でBS右旋のみということで、帯域再編に係る申請を特定申請としまして、それを優先するというので、その特定申請とはどういうものかということで、その下に記載しておりますけれども、上記の(1)から(4)までの基準、それから8スロット以上を認定の日から起算して1年6月を経過する日までに返上するなど一定の要件を満たす申請としております。この帯域再編、8スロット以上を返上という意味でございますが、恐縮ですが2ページおめくりいただきまして、5ページをご覧いただきたいと思っております。

5ページはBS右旋における帯域再編のイメージ図でございます。現在BS右旋につきましては、この夏から試験放送が始まりますBS17チャンネルの、1トランスポンダ分は4Kの実用放送に確保されておりますけれども、1トランスポンダしか空き帯域がないということもございまして、2018年時点での4Kを視聴したいという視聴者のニーズに応えられるように、これはフォローアップ会合の報告書でもこういった仕組みを入れてはどうかということで提

言があり基幹放送普及計画の中でも考え方として既に取り入れられているものでございますが、既存の2K番組を放送している事業者の中にはかなり広い帯域の認定をBSデジタル放送の開始初期のころに受けている事業者がおりまして、一方で、エンコーダ等の性能向上によりまして、2Kの放送をより少ない帯域で維持することが技術的に可能になっております。そういった事業者が自主的に2Kの番組を維持しつつ、一部の帯域について返上したものを集めた場合に、その集めた返上分や、そのほか自主的に返上したり廃止したりする部分を合わせて、それが1トランスポンダになりますと、4Kの実用放送が可能になるということでございます。これは1トランスポンダ集まりませんと、1のトランスポンダにおいて技術的に4Kと2Kを混ぜることができませんので、1トランスポンダがこの自主返上分で集まった場合に、このトランスポンダを使って実用放送ができるということになりますので、その自主返上のインセンティブを特定申請という形で、8スロット以上返上する申請とセットで4Kを実施しようとする申請について、特定申請という形で位置づけて、優先するというものでございます。

3ページにお戻りいただきたいと思っております。さらに第二次比較審査では、より適切な放送を選んでいく、認定していくという、程度を見ていくこととなりますので、項目としては(1)から(5)まで、通販番組については通販番組率がより低い、青少年保護については成人向け番組を行わない、かつ青少年保護措置がより充実、字幕番組については字幕付与率がより高い、高画質性についてはピュア4K・8K番組比率がより高い、そして放送開始の時期については、できるだけ早期の放送開始予定ということで、先ほどのロードマップにも沿った形で、2018年中の放送開始を基本として、それより遅い放送開始を予定しているものは徐々に劣後していくような形で審査項目としてここに入れております。遅くとも認定有効期間内ということで、認定を受けてから5年以

内には放送開始をしていただくということは最低の要件としてございますけれども、2018年中の放送開始を基本とすることを比較審査項目として入れているところでございます。

続いて4ページでございますけれども、今回の認定の申請の審査に当たっての流れをフローチャートとしてまとめたものでございます。これの中には、審査基準の案の中に盛り込まれているもの、それから、一番下の※のところでございますけれども、このフローチャート自体は現段階で想定している手続のイメージで、審査基準に記載しているものに加えまして、申請マニュアル等の中で詳細な手続が定められる部分も含んでイメージとしているものでございます。

まず申請に当たりまして、今回BS右旋、BS左旋、CS左旋の3つの伝送路を募集しますので、一番上の申請の水色の枠の中でございますが、1つの番組につきまして希望する伝送路、3つの伝送路がございますが、この希望順位を複数記載して1つの申請で行うことを可能としたいと考えております。そうすることによりまして、希望しない伝送路に認定されることはないですし、1つの申請においてどちらの伝送路でも放送を行いたいと考えている事業者の意向にも沿った形になるものと考えております。それから、申請に付した希望順位は、その希望順位が低い申請だからといって、希望順位自体で審査に影響を与えることがない形での審査ということを、あくまでも先ほどご説明した審査項目に挙げた内容がより優位になるものが認定を受けられるような仕組みを考えてございます。

ここにBS右旋、BS左旋、CS左旋、その下にフローチャートがございますけれども、それぞれの伝送路について、まず絶対審査基準をクリアしたもので、さらに帯域の余裕がある場合、BS左旋とCS左旋はシンプルな形になりまして、第一次比較審査基準を通りまして、さらにまだ認定できるものがあれば第二次比較審査基準を行って認定を行っていく形になります。

B S 右旋につきましては、先ほどの特定申請の仕組みが入っているため、左旋より少し複雑になってございまして、まずB S 右旋についても絶対審査基準をクリアするのは大前提でございますけれども、その後の流れとしまして、第一次比較審査基準をクリアするもの、しないもので分かれて、しないものは赤の点線で、下の最後のほうに参ります。クリアしたもののなかで、特定申請によって返上するスロットなどを合わせたときに、2トランスポンダ以上集まるか、それとも2トランスポンダ未満であるか。先ほど、返上した分を合わせますと、1トランスポンダまともればそれを4Kに使うことができるということで申し上げましたので、2トランスポンダ未満の場合は帯域再編なしということで、左側のように帯域再編なしの形で、B S 右旋の全申請について第二次比較審査基準をもとに認定を行っていくということになります。2トランスポンダ以上ある場合には帯域再編が起こることになりますので、ここの特定申請の中で特定申請の全申請を認定可能かどうかということで認定を行い、さらに指定可能なスロット等があれば第二次比較審査基準をもとに認定を行っていくことになります。

これは、考えられる論理的な場合分けで全てフローチャートにしておりますので、実際にここに挙げておりますほど、認定を行った後にさらに指定可能なスロットが次々とあって、次々と認定を行っていくことになるかどうかは、また実態を踏まえてという形になりますが、審査のときの論理的なフローチャートの流れとしては、以上の形になるものでございます。

一番下の認定のときでございますけれども、認定については、希望する伝送路を複数記載した場合には、記載した伝送路ごとに比較審査の結果の順位が高位の順に認定するということ。それから、2つ目の丸でB S 右旋を希望する申請であって、特定申請、スロット返上とセットの申請については、特定申請以外の申請よりも優先して認定するという形で審査を行っていくこととなります。

以上が審査基準の概要でございます。こちらの審査基準案についても、意見募集、パブリックコメントを行っております。先ほどご覧いただきました意見募集の概要のペーパーにお戻りいただき、2枚おめくりいただきまして、一番後ろのページをご覧いただきたいと思っております。意見募集結果、主な意見及び総務省の考え方②というところでございます。この審査基準の一部を改正する訓令についてですけれども、賛同する意見も多数ございましたが、ここには特に審査基準に対して具体的な要望として出ている意見を挙げてございます。

1点目といたしましては、先ほど申し上げました通販番組率が3割を超えないというところに関連するものでございます。「通販番組の割合については、放送番組の編集の自由の観点からすれば、放送番組相互の調和を実現するための具体的な比率は、放送事業者の自主的な判断に委ねることが原則であり、通販番組の割合を基準に行政が審査を行うことの制度的根拠は希薄であると考えますので、両比較審査における通販番組の割合に関する項目は削除するよう要望します」というご意見をいただいております。これに対しましては、「広告放送の割合に関する規定については、個別の番組内容について審査を行うものではなく、放送法に定められた放送の普及及び健全な発達の観点から比較審査基準として規定したものであり、広告放送以外の番組を視聴したいという国民・視聴者の視聴ニーズに応えていくためのものであることを御理解いただきたいと考えております」ということを考え方として述べるとともに、その後で若干緩和している特例措置の部分をなお書きの以降のところ記載してございます。

それから、2点目は、放送開始時期についてでございます。「放送開始時期について、事業者が受信機の動向などを見極めて柔軟に判断できるようにしたことは妥当と考えます。ただ、第二次比較審査において放送開始時期の差で優劣を付けることは適切で無いと考えますので、同項目は削除するよう要望します」というご意見をいただいております。これに対しましては、「周波数の有限

希少性を鑑みれば、認定を受けているにもかかわらず放送が開始されていない期間はできる限り短縮することが適切であり、2018年の実用放送開始を基本とし、できるだけ早期の業務開始を予定する申請を優先的に認定することは、放送の普及及び健全な発達の観点から妥当なものであると考えております」としてございます。

そしてその他のところでございます。1点目は支援の関係。受信機の普及に関する支援、試験放送に対する支援や既存受信者保護のための支援など、国による強力な支援が不可欠であると考えますという点は、今後の放送行政を推進する上での参考とさせていただきますとしてございます。

2点目として、地上放送における4K・8K放送は将来的な課題であると認識します。フォローアップ会合等でさらに議論を継続していく必要があるというところで、地上放送の4K・8K放送についてのご意見。これについても今後の参考とさせていただきますとしてございます。

審査基準についてのご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。
○前田会長 ありがとうございます。それでは、諮問事項と報告事項についてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

はい、お願いします。

○林委員 報告事項、最後の点ですが、3ページの4K・8K実用放送の審査基準の箇所の第一次比較審査のところでございますけれども、先ほどご説明がございました通販番組の割合の基準化について、いろんな番組ジャンルがある中で、なぜ通販番組だけを取り上げて審査するのか、という点が気になったので質問したいのです。これは総務省の政策判断だと思います。確かに、視聴者ニーズあるいは広く国民目線で「通販番組3割」の審査基準を見た場合、総務省の政策判断としては十分理解できるのですけれども、もしこれが総務省の政策判断だとすると、同じ第一次比較審査にある青少年保護の項目だって、別に

「成人向け番組を行わない」ことに限定せず、もっと広く、「青少年に有害な影響を与えるおそれがある番組がない」ことといった、広範な射程をもった形での審査基準も理屈の上ではあり得ると思います。しかし、今回そうはなっていないわけです。むしろかなり限定された書き振りになっております。その趣旨を、基準の抽象性であるとか、あるいはもっと言えば判断の恣意性のおそれを排して、放送事業者の編集の自由を極力尊重したものとして理解したのですが、そのように理解してよいか、お聞きしたいと思います。

○鈴木衛星・地域放送課長 審査基準の策定に当たりましては、委員ご指摘のとおり、放送事業者の放送番組の編集の自主性を十分考慮しながら審査項目を定めているところでございます。そして、これまでも通販番組につきましては、通販番組自体が他の放送分野と若干異なるところがございまして、その番組を放送することで収益につながってくるという面もございます。どうしてもその事業計画策定のときに収支が厳しいようなところは、通販番組の比率がおのずと高くなる傾向がある一方で、視聴者の方々からは、通販番組以外の番組も見たいという声も寄せられているところで、これまでも、以前BSの、この4Kの話ではなく、2Kのときにもそういった声があったのも事実でございます。

そういった状況も受けまして、2Kのときにもこの通販番組の割合というのが審査基準の項目、あくまでも比較審査の項目の中でより自主性を配慮しながら、比較審査の項目に入れるという形において規定しているというところで、2Kのときにも入っておりましたけれども、それを踏襲する形で、4Kについても入れているという形でございます。

青少年の保護につきましても、ここも成人向け番組を行わないということで、もっと幅広くというのが今のご意見でございましたけれども、その点で申し上げますと、この下の第二次比較審査におきまして、青少年の保護に関して、成人向け番組を行わないことに加えまして、青少年保護措置がより充実したもの

であることというところをこの第二次比較審査基準に入れているところがございます。これは成人向け番組を行わないことに加えまして、成人向け番組に当たらなくても、より大人向けのような番組について、ここで申し上げている青少年保護措置というのは、例えばそういった番組を放送する時間帯をより深夜の時間帯、大人が見るような時間帯に設定するとか、あるいは、成人向けではないけれども大人向けのような番組の放送開始前に、これは大人向けの番組ですよということを表示を入れるとかといった青少年の保護措置をより充実させていることを、申請書に書いていただきましたら、それもこの第二次比較審査基準におきましては、項目の1つとして取り上げていくという形で規定しているものでございます。

○林委員 よく理解できました。どうもありがとうございました。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。はい、お願いします。

○石黒委員 質問ですけれども、今回のマスメディア集中排除原則の緩和については、4K・8K対応用に0.5トランスポンダを追加で認めましょうということで、それは利用可能なトランスポンダ数が倍になるから、0.5の倍へというお考えと理解したのですが、そういう事でよろしいですか。

○長塩放送政策課長 基本的にはそういうことでございます。

○石黒委員 長塩さんにご説明いただいた資料の5ページに、4番の注のところ、1トランスポンダで、2Kの場合は番組が2から3番組程度放送可能ということで、これが4K・8Kになると、0.5トランスポンダで何番組ぐらいできるのですか。同じですか。

○長塩放送政策課長 1トランスポンダ当たりで、BSの場合、大体2Kの場合でも4Kの場合でも3番組程度可能でございます。

○石黒委員 同じなのですね。

○長塩放送政策課長 同じでございます。CSの場合は、少し技術的な違いが

ございまして、4 Kですと2番組程度ということでございます。2分の1トランスポンダであれば、その半分の1番組が放送可能でございます。

○石黒委員 であれば、0.5あれば、ある程度の番組はできるということですね。

○長塩放送政策課長 番組数でいえば2 Kと同程度放送可能になるということでございます。

○石黒委員 分かりました。ありがとうございます。

○前田会長 ちなみに、現在の2 Kのトランスポンダを割り当てたときの基準と、その後の、例えば通販番組の割合が、そのときの基準を超えているかどうかというチェックはなさっていますか。

○鈴木衛星・地域放送課長 2 KのBS放送について、通販番組の割合を審査基準に定めた以降も、各BSの事業者さんは番組の種別を公表しておりますので、そういった中でそれぞれの事業者さんがどれぐらい通販番組、広告放送を行っているかというのは、公表の中で明らかになっているところでございます。

その数字を追ってみますと、大体のトレンドとしてはこういった項目が入ったときは、少し高目の数字の放送局さんもありましたが、比較的、全体的にまさに審査基準のほうの数字であります3割ぐらいに徐々に収れんしているような形で推移しているように、公表の数字からは見受けられるところでございます。

一方で、これは審査基準、審査の段階での認定のときの項目でございますので、その審査項目に入った以前の事業者さんにつきましては、本来的には、認定の時点でも適用ありませんでしたし、その後も、途中からこの項目が入ったからといって直接適用されるわけではございませんけれども、一定の間接的効果の中で、全体的にはこの3割のところへ近づいているようなことも実態的には見られているかなと思っております。

○前田会長 分かりました。

よろしいですか。はい、お願いします。

○吉田代理 通販番組の割合ですが、この比較審査のところで※がついていまして、注釈としてB S右旋については一定期間は割合を緩和して、B S左旋と10度C S左旋については適用除外とする特例を設けると記載されていますが、これはやはり左旋については、以前話題になりましたけれども、視聴者側で新たなアンテナとか受信機とか追加の投資が必要になるということを考慮して、こういう特例措置を設けているということですか。

○鈴木衛星・地域放送課長 右旋と左旋の違いという意味で申し上げますと、今、委員がおっしゃったような左旋の、受信環境の違いというところもございます。もう1つ、左旋のほうでは、今回はB S左旋は3トランスポンダ分、C S左旋は5トランスポンダ分ですけれども、将来的には左旋が技術的に使用できることが確認されると、右旋と同程度、全部で24トランスポンダ分が新たに4Kに使用できるような可能性が出てまいります。

そういった幅広い帯域がございますので、その中で、さまざまな特徴のある多様な放送を行っていただけるように、例えば通販専門のチャンネルがその広い帯域の中であっても、4Kという特徴を生かしながらあってもいいのではないかと、あくまでも比較審査基準の中でございますけれども、そういう観点に立って適用除外としているものでございます。

○吉田代理 分かりました。ありがとうございました。

○前田会長 ほかにはありませんか。

それでは、ないようですので、諮問第13号につきまして、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがでしょうかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。
答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣に宛て、提出
してください。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了ということで、次回の開催につき
ましては、平成28年7月13日水曜日15時からを予定していますので、よ
ろしく願いいたします。どうもありがとうございました。